

新バスシステム事業にかかる協定書等の終期を延長する協定書

新潟市（以下「甲」という。）と新潟交通株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり新バスシステム事業に係る協定書等の終期を延長する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条 本協定の対象となる協定書等は、甲及び乙が締結した次に定めるものをいう。

- (1) 新バスシステム事業にかかる運行事業協定書（平成26年4月15日締結）
- (2) 新バスシステム事業の施設整備等に関する細目協定書（平成26年9月3日締結）
- (3) 新バスシステム事業の運行実施に関する細目協定書（平成26年9月3日締結）
- (4) 新バスシステム事業のバス路線再編に関する細目協定書（平成26年9月3日締結）
- (5) 新バスシステム事業の段階的整備に関する覚書（平成26年9月3日締結）
- (6) 新バスシステム事業の段階的利便性向上等に関する覚書（平成26年9月3日締結）
- (7) 市有財産使用貸借契約書（平成29年5月8日締結）
- (8) 新バスシステムに係る電気利用料費用負担協定書（平成27年6月1日締結）

第2条 前条に定めた協定書等に規定する有効期限（協定期間、有効期間、貸付期間、完了期限と表記する場合を含む。以下同じ。）の終期を、平成32年3月31日から令和2年9月30日に改める。

第3条 前条の有効期限の終期の変更は、本協定の締結日から効力を生ずる。

2 前項で生じた効力は、第1条に列挙した協定書等に代わり、甲及び乙が新たな協定を締結した日にその効力を失う。

第4条 本協定に定めのない事項については、必要に応じて甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、双方1通を所有する。

令和2年3月31日

甲：新潟市中央区学校町通一番町602番地1 乙：新潟市中央区万代1丁目6番地1

新潟市

新潟交通株式会社

新潟市長 中原 八一

代表取締役 星野 佳人

新バスシステム事業にかかる協定書等の終期を再延長する協定書

新潟市（以下「甲」という。）と新潟交通株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり新バスシステム事業に係る協定書等の終期を再延長する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条 本協定の対象となる協定書等は、甲及び乙が締結した次に定めるものをいう。

- (1)新バスシステム事業にかかる運行事業協定書（平成26年4月15日締結）
- (2)新バスシステム事業の施設整備等に関する細目協定書（平成26年9月3日締結）
- (3)新バスシステム事業の運行実施に関する細目協定書（平成26年9月3日締結）
- (4)新バスシステム事業のバス路線再編に関する細目協定書（平成26年9月3日締結）
- (5)新バスシステム事業の段階的整備に関する覚書（平成26年9月3日締結）
- (6)新バスシステム事業の段階的利便性向上等に関する覚書（平成26年9月3日締結）
- (7)市有財産使用貸借契約書（平成29年5月8日締結）
- (8)新バスシステムに係る電気利用料費用負担協定書（平成27年6月1日締結）

第2条 前条に定めた協定書等に規定する有効期限（協定期間、有効期間、貸付期間、完了期限と表記する場合を含む。以下同じ。）の終期を、令和2年3月31日締結の新バスシステム事業にかかる協定書等の終期を延長する協定書で定めた令和2年9月30日から令和5年3月31日に改める。

第3条 前条の有効期限の終期の変更は、本協定の締結日から効力を生ずる。

2 前項で生じた効力は、第1条に列挙した協定書等に代わり、甲及び乙が新たな協定を締結した日にその効力を失う。

第4条 本協定に定めのない事項については、必要に応じて甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、双方1通を所有する。

令和2年9月8日

甲：新潟市中央区学校町通一番町602番地1 乙：新潟市中央区万代1丁目6番地1

新潟市

新潟交通株式会社

新潟市長 中原 八一

代表取締役 星野 佳人